

京都市水産振興補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年 3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第134号

京都市水産振興補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市水産振興補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

その他別に定めがあるもののほか、本市の区域内において増殖事業を実施する団体に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 増殖事業 水産資源を保護し、及び増殖させることを目的として、購入した種苗を川に放流し、又は増殖施設を設置する事業をいう。

(2) 増殖施設 種苗ふ化場、種苗養殖場、養魚運搬施設その他これらに類する施設をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、本市の区域内の水産業の振興を図ることを目的として交付する。

第5条を削る。

第4条本文中「市長が」を「別に」に改め、同条ただし書中「と認めた」を「があると認める」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、本市の区域内の水面において行う増殖事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象者は、補助事業を行う漁業協同組合その他の団体で、市長が適当と認めるものとする。

第6条から第8条までを次のように改める。

(交付の申請)

第6条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業を実施しようとする日の21日前の日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、水産振興事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(申請事項の変更等の承認)

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた団体は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、水産振興事業変更・中止承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 条例第18条第1項に規定する報告書は、水産振興事業実績報告書（第3号様式）とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他の補助事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(3) 補助事業を実施したことを証する写真

第9条から第11条までを削る。

第12条中「定めるもののほか、補助金の交付」を「おいて別に定めることとされている事項及びこの規則の施行」に改め、同条を第9条とする。

別記様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「水産振興補助金交付申請書」を「水産振興事業補助金交付申請書」に、

「

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
------------------------	----------------------

」

を

「

申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名
	電話 —

」

に、「京都市水産振興補助金交付規則第5条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改め、同様式を第1号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式（第8条関係）

水産振興事業実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
報告者の主たる事務所の所在地	報告者の名称及び代表者名 電話 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により事業の実績を報告します。	
事業の種類	<input type="checkbox"/> 種苗の購入 <input type="checkbox"/> 増殖施設の設置 <input type="checkbox"/> 種苗ふ化場 <input type="checkbox"/> 種苗養殖場 <input type="checkbox"/> 養魚運搬施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業の概要	
事業の実施区域又は場所	
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市水産振興補助金交付規則第6条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)